

山口県報

平成 23 年
10月21日
(金曜日)

目 次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）
- 生活保護法の規定に基づく施術所の廃止の届出（厚政課）
- 生活保護法の規定に基づく施術所の廃止の届出（厚政課）
- 生活保護法の規定に基づく施術者（厚政課）
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出（厚政課）
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（五件）（厚政課）
- 指定施業要件の変更予定保安林（森林整備課）
- 保安林指定施業要件の変更（森林整備課）
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）



山口県告示第三百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次とのおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

平成二十三年十月二十一日

山口県知事 二井 関 成

医療機関所在地	在地	二井 関 成
名	称	山口市後河原四七
たはらクリニック		平成一六、九、三〇

山口県告示第三百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十月二十一日

山口県知事 二井 関 成

医	療	所	機	在	地	指	定	年	月	日
金沢守クリニック		宇部市大字東岐波五六八九の四				平成二三、九、一				
医療法人社団たはらクリニツク		山口市後河原四七				平成一六、一〇、一				
まるおストレスケアクリニツク		矢原町二番一六号				平成二三、九、一				
海風診療所		周南市梅園町一丁目三八				平成二三、九、一				
桜木クリニック		" 桜木三丁目一番二三号				平成二三、九、一				
長原薬局		宇部市大字東岐波五六八八の一				平成二三、九、一				
美祢シティ薬局		美祢市大嶺町東分一三一三の七九				平成二三、九、一				

山口県告示第三百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術者から次とのおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成二十三年十月二十一日

山口県知事 二井 関 成

施術者所在地	在地	二井 関 成
氏名	称	山口市後河原四七
久歳 稔宏	下松中央整骨院	平成一六、九、三〇
たはらクリニック		平成一三、五、三一

山口県告示第三百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十三年十月二十一日

山口県知事 二井 関成
氏名 施術所 在所地 指定年月日
名 称 所 在 地

姓	名	居宅介護事業者	所在地	指定期間
堀江	忠久	だんじょう整骨院	山口市平井六六三の一	平成二十三、四、五
春成	謙二	エルスマイル山口	大内御堀二一〇六の一	平成二十三、四、六
鐵井	宏史	株式会社フレアス	下松中央整骨院	平成二十三、四、七
櫻田	百恵	山口事業所	" 大内矢田二〇七の四	平成二十三、四、八
高瀬	晴康	周南壹番整骨院	下松市西柳二丁目二番三〇号	平成二十三、四、九
			周南市大字久米三〇九七の四	平成二十三、四、一〇
			熊毛郡田布施町大字波野六三	平成二十三、四、一一

山口県告示第三百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年十月二十一日

山口県知事 二井 関成

姓	名	居宅介護事業者	所在地	指定期間
沼田	光生	称氏名又は名居宅介護事業者	住所又は主たる事務所の所在地	平成二十三、四、九、三〇
周南市梅園町	一丁目三八	周南市梅園町	周南市梅園町	平成二十三、四、九、三〇
本街かどりんかア	一	海風診療所	周南市銀南街	平成二十三、四、九、三〇
号一丁目八番六町	岩国市川口六町	周南市銀南街	周南市銀南街	平成二十三、四、九、三〇
護通所介指導	養居宅理療	居宅介護事業の種類	事業所の所在地	平成二十三、四、九、三〇
"	"	居宅介護事業の種類	事業所の所在地	平成二十三、四、九、三〇
九、三〇	九、三〇	居宅介護事業の種類	事業所の所在地	平成二十三、四、九、三〇

山口県告示第四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十月二十一日

山口県知事 二井 関成

姓	名	居宅介護事業者	所在地	指定期間
マイル	株式会社工ス	株式会社リト	株式会社絆	平成二十三、四、九、三〇
号二丁工広目セ島一ーン市番タ西一区番一六商	番町岩国市室の七木	番町岩国市室の七木	山口市後河原	平成二十三、四、九、三〇
浅江薬局	たかもり薬局	サービス	パーカーの坂ヘル	平成二十三、四、九、三〇
号日光市浅江一七番三丁	一下久原周東八町	番町岩国市室の七木	山口市後河原	平成二十三、四、九、三〇
指養居宅理療	指養居宅理療	訪問介護	介護訪問介護	平成二十三、四、九、三〇
"	"	"	介護訪問介護	平成二十三、四、九、三〇
"	八	九、三	介護訪問介護	平成二十三、四、九、三〇
"	"	"	介護訪問介護	平成二十三、四、九、三〇

株式会社 LEL	株式会社 絆	"	沼田 光生	有限会社 創健	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
号砂町五番三高	二三の三後河原	"	四山口市佐山九	一周南市梅園町	号丁宇自部三市番床波二八	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
小郡五高	"	"	四五の四一	自三八	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
られるデイサービス	ターサービスセン	一の坂デ	渚デイサービ	向日葵デイ	海風診療所	やない薬局	しんえい薬局	町店	ハート薬局南	原店	ハート薬局沖	大才薬局	柳町薬局	こがね町薬局	オリーブ薬局	光店	局みつい中央薬	
三前二号	二三の三後河原	"	二八〇〇の三秋穂東	一周南市梅園町	一〇〇〇古開七作	六番八号	丁目一四番一	丁目九番一	五二九の四一	一の五新庄二	四番二五	四丁目一〇番一	丁柳井市五番七号	○丁目一六番三	丁目虹ヶ浜二	号目一二番二二丁		
道場番門	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
一〇	三	七	三	八	九	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	

山口県告示第四百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十月二十一日

山口県告示第四百一号

W A 株式会社 J A	社ルビンキ・ウ工	丸十株式会社	株式会社 朝日	か動法定代表人非営利活
九番門一四号	東京都港区虎	岐部市広島市西区商	八大字山陽小野田市	番宿一丁目二一
一四丁目一	街からんか	岐部市西九	六九字山陽小野田市	N P Oさわや
一六番一	タ防府	サンキ・ウ	一六字山陽小野田市	か中西
五新	一丁目八番六町	多機能小規模工	五一大字山陽小野田市	九番七号
五新	岩国市川口六町	防府市大字五新	一大字山陽小野田市	防府市中西
五新	岐部市九字	宇部市大字九西	一一字山陽小野田市	防府市中西
五新	田防六〇〇の五	防府市大字五新	五一大字山陽小野田市	九番七号
五新	岐部市九字	宇部市大字九西	一一字山陽小野田市	防府市中西
五新	活共対認介型多小規	防府市大字五新	五一大字山陽小野田市	九番七号
五新	介型多小規	宇部市大字九西	一一字山陽小野田市	防府市中西
五新	具福貸与用	防府市大字五新	五一大字山陽小野田市	九番七号

名	居宅介護支援事業者	山口県知事	二井 関 成
称	の所在地	居宅介護支援事業者	在地
主たる事務所	の所在地	名	居宅介護支援事業者
合名会社 大樹	五の四一	一葉居宅介護支	山口市大字西浦
五の四一	援事業所	防府市大字西浦	平成二三、七、一
五の四一	○	二三六七の二〇	平成二三、七、一

平成二十三年十月二十一日

山口県知事 二井 関 成

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

山口県告示第四百五号

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
山口市吉敷字桂ヶ岳七八四の一（次の図に示す部分に限る。）、七八四の二、七八四の五、七八四の一五、七八四の二六から七八四の三六まで
周南市大字鹿野上字猿ひたい一一二、一一三の一、一一三の二、一一五の一、一一六、大字大潮字山ノ谷六六一

二 保安林として指定された目的

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があつた。

特定介護予防福祉用具販売事業者 名 称	特定介護予防福祉用具販売事業所 主たる事務所 の所在地	指定年月日
五十株式会社	宇部市大字西岐 波四九六九	ライフル
四十株式会社	宇部市大字西岐 波四九六九	平成二三、
三十株式会社	宇部市大字西岐 波四九六九	一

山口県示第四百四号
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の一第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十三年十月二十一日

W A 株式会社 J A	ノ 番 門 都 四 丁 港 号 目 区 一 虎	九 東京 都 番 門 都 四 丁 港 号 目 区 一 虎	社 ル サ ビ ン イ キ 株 ・ 式 ウ 会 工
ホ 街 一 か ム り ん ケ ア	丁 国 市 川 口 六 町	号 丁 工 广 島 市 一 番 夕 西 一 区 一 六 商	タ 多 ル サ ー 機 防 能 セ 規 小 ・ ウ ン 模 工
一 岩 丁 国 市 川 口 六 町	田 防 六 府 ○ 市 ○ 大 の 字 五 新	号 一 岩 丁 国 市 川 口 六 町	護 生 型 症 防 介 活 共 對 認 護 介 同 心 知 予
宅 能 模 防 介 介 型 多 小 護 護 居 機 規 予	"	"	"

山口県告示第四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の一第一項の規定により、保
安林の指定施業要件を次のように変更する。

二井関成山口県知事
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件（平成十年農林水産省告示第六百六十九号）及び保安林の指定
をする件（平成十年農林水産省告示第十五百五十八号）に定めるところ（森林法第二
十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く。）による。

二 変更は係る指定旅業
(一) 立木の伐採の方法

卷八

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のと

（「次のとおり」）は、省略し、その關係書類を山口県農林水産部森林課立会に於ける。市農林水産部林政課、岩国市産業振興部農林振興課、光市經濟部水産林業課、柳井市經濟部農林水産課、周防大島町産業建設部農林課及び上関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
立木の指定をする件（平成十年農林水産省告示第千二百四十九号）に定めるところ
(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るもの)を除く。)による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び柳井市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)



(三一五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十三年六月十日山口県公告（一七八）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年十月二十一日から同年十一月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 山口井筒屋山口店
所在地 山口市中市町一三の一
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。